



県章

山形県公報

平成29年3月14日（火）

第2827号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則……………（農政企画課） ……216

告 示

- 家畜の検査の実施……………（畜産振興課） ……218
- 同……………（同） ……219
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（置賜総合支庁農村計画課） ……同
- 同……………（庄内総合支庁農村計画課） ……220
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課） ……同
- 同……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課） ……同
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課） ……221
- 同……………（同） ……同
- 同……………（同） ……同
- 都市計画事業の認可……………（都市計画課） ……同
- 道路の占用の制限区域の指定……………（道路保全課） ……222
- 車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定……………（同） ……224
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項の規定による
通行方法……………（同） ……225

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………226

公安委員会関係

規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………228
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において
指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部改正……………同

正 誤

規 則

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農林大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(学科)」に改める。

第12条の2中「(農業専門課程)」を削る。

別表第1第2項の表中「農業機械実習Ⅰ」を「副専攻基礎実習」に、

「	農業機械Ⅱ マーケティング演習			16 16	1 1	を
「	農業機械Ⅱ			16	1	に改め、
同別表第3項第1号の表中	「	生物実験 稲作生産販売実習Ⅰ		32 520	1 13	を
「	農業機械実習Ⅰ 稲作生産販売実習Ⅰ	40 480	1 12	に改め、同項第2号の表中		
「	特産果樹栽培技術論 果樹マーケティング演習 生物実験 果樹生産販売実習Ⅰ	16 32 32 440	1 2 1 11	を		
「	温暖化対応果樹栽培技術論 果樹マーケティング演習Ⅰ 農業機械実習Ⅰ 果樹生産販売実習Ⅰ	16 32 40 400	1 2 1 10	に、		
「	果樹生産販売実習Ⅱ			600	15	を
「	果樹マーケティング演習Ⅱ 果樹生産販売実習Ⅱ			16 560	1 14	に改め、
同項第3号の表中	「	野菜マーケティング演習 生物実験		32 32	2 1	を
「	野菜マーケティング演習Ⅰ 農業機械実習Ⅰ	32 40	2 1	に、		
「	400	10		360	9	に、
「	園芸施設利用			16	1	を

園芸施設利用 野菜マーケティング演習Ⅱ			16 16	1 1	に、
560	14	を	520	13	に改め、同項第4号の表中
花きマーケティング演習 生物実験			32 32	2 1	を
花きマーケティング演習Ⅰ 農業機械実習Ⅰ			32 40	2 1	に、
360	9	を	320	8	に、
園芸施設利用			16	1	を
園芸施設利用 花きマーケティング演習Ⅱ			16 16	1 1	に、
520	13	を	480	12	に改め、同項第5号の表中
乳牛・肉用牛生産販売実習Ⅰ			360	9	を
農業機械実習Ⅰ 乳牛・肉用牛生産販売実習Ⅰ			40 320	1 8	に改め、
同項第6号の表中					
地域食材論			32	2	を
地域食材論 農業機械実習Ⅰ			32 40	2 1	に、
320	8	を	280	7	に改め、同項第7号の表中
森林管理実習Ⅰ 林業機械実習Ⅰ 林産実習Ⅰ			280 120 40	7 3 1	を
森林管理実習Ⅰ			440	11	に、
森林管理実習Ⅱ 林業機械実習Ⅱ 林産実習Ⅱ			320 200 80	8 5 2	を
森林管理実習Ⅱ			600	15	に改め

る。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に山形県立農林大学校に在籍する者に係る教科目並びにその時間数及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第178号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項の1及び2に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあっては、米沢市、酒田市（平成17年10月31日における飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の区域に限る。）、上山市、天童市、尾花沢市、南陽市、東村山郡中山町、最上郡最上町、同郡大蔵村及び飽海郡遊佐町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあっては、生後6月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のブルセラ病及び結核病の検査	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4に該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3及び4に該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
牛のヨーネ病の検査	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5から7までに該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査	種卵を採取することを目的として飼養している鶏
蜜蜂の腐蛆病の検査	採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの

牛のアカバネ病、チュウザン病、 アイノウイルス感染症、イバラキ 病及び牛流行熱の検査	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していな い牛
--	--

4 実施の期日及び場所

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応による検査、酵素免疫測定法による検査、補体結合反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (5) 蜜蜂の腐蝕病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (6) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第179号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48日以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

4 実施の期日及び場所

- (1) 期日 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウェスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第180号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農村地域防災減災事業（河川工作物応急対策）	白 兔 地 区	平成29年2月21日

山形県告示第181号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 (用 排 水 施 設 整 備)	越 中 堰 地 区	平成28年3月25日

山形県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字合海字作ノ巻1947番1から 同 1951番1まで	旧	16.0メートル } 5.4	204メートル
同 上	新	24.0メートル } 14.0	同 上
同 字大黒岩1233番1から 同 1182番2まで	旧	6.8メートル } 6.0	120メートル
同 上	新	20.5メートル } 18.0	同 上

山形県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成29年3月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字高峰字栗梨沢4215番48から 同 4215番53まで	旧	97.0メートル } 19.8	45メートル
同 上	新	193.0メートル } 19.8	同 上

山形県告示第184号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町大字玉川新田
 - 2 公共測量を実施した期間
平成28年10月28日から平成29年1月19日まで
 - 3 作業の種類
公共測量 2級基準点測量5点及び3級水準点測量5点
-

山形県告示第185号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町大字足水中里
 - 2 公共測量を実施した期間
平成28年10月31日から平成29年1月19日まで
 - 3 作業の種類
公共測量 2級基準点測量4点及び3級水準点測量2点
-

山形県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市相生町
 - 2 公共測量を実施した期間
平成28年10月17日から同年12月31日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量）
-

山形県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画公園事業
 - (2) 名 称 2・2・142号 清住公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 山形市清住町一丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成29年3月14日から平成30年3月31日まで

山形県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において平成29年3月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 制限する道路の路線名及び区間

道路の種類及び路線名		占用を制限する区域
一般 国 道	112号	酒田市中町二丁目126番4から酒田市中町一丁目14番20まで
	113号	東置賜郡高島町大字深沼字舟人1626番3から東置賜郡高島町大字深沼字蒲原2032番5まで
	121号	米沢市窪田町窪田字東元屋敷149番4から米沢市大字入田沢字普洞沢1613番1まで
	286号	山形市東山形二丁目13番13から山形市松波一丁目16番9まで
		山形市松山三丁目13番4から山形市荒楯町一丁目1番1まで
	287号	東根市大字羽入字縄目3382番1から東根市大字羽入字柏原新林3008番1086まで
	348号	山形市富の中一丁目1226番11から山形市鉄砲町三丁目171番1まで
	458号	新庄市五日町字清水川1318番3から新庄市万場町299番2まで
主 要 地 方 道	米沢高島線	米沢市金池五丁目2番1から米沢市花沢町932番4まで
	高島川西線	東置賜郡高島町大字福沢字福沢五923番1から東置賜郡高島町大字福沢字福沢五1033番1まで
	山形停車場線	山形市香澄町一丁目1番9から山形市あこや町三丁目5番1まで
	山形白鷹線	山形市あかねヶ丘三丁目8番18から山形市高堂二丁目13番1まで
	山形朝日線	山形市七日町一丁目443番5から山形市香澄町二丁目270番1まで
		山形市城南町三丁目14番から山形市春日町9番22まで
		山形市清住町二丁目87番1から山形市黄金35番2まで
	山形山寺線	山形市旅籠町二丁目1046番3から山形市旅籠町三丁目275番まで
山形市大野目三丁目14番2から山形市穂積80番1まで		
山形羽入線	東根市大字羽入字東原508番1から東根市大字羽入字北原2131番6まで	

	山形天童線	山形市落合町字千歳8番1から山形市大字漆山字月山堂818番まで
	天童大江線	天童市老野森一丁目5番8から天童市大字小関字堅田前1281番まで
	新庄停車場線	新庄市本町336番から新庄市大町116番まで
	庄内空港立川線	酒田市浜中字村東829番3から東田川郡三川町大字猪子字和田庫158番4まで 東田川郡三川町大字押切新田字街道表208番から東田川郡三川町大字押切新田字豊秋194番1まで
	新庄戸沢線	新庄市大字角沢字虫森1357番4から新庄市宮内町699番1まで 新庄市大町116番から新庄市五日町字元宮内720番2まで
	酒田松山線	酒田市中町一丁目14番20から酒田市東大町一丁目48番42まで
	酒田停車場線	酒田市幸町一丁目28番33から酒田市相生町二丁目5番27まで
	酒田港線	酒田市船場町一丁目140番1から酒田市中町二丁目126番4まで 酒田市二番町10番17から酒田市相生町二丁目5番27まで
	余目加茂線	東田川郡三川町大字押切新田字五反143番から東田川郡三川町大字押切新田字街道表208番まで
	余目温海線	鶴岡市温海字荻田177番17から鶴岡市温海字温海645番142まで 鶴岡市越中山字谷口134番から鶴岡市下名川字落合178番まで
	鶴岡羽黒線	鶴岡市平京田字屋敷廻168番6から鶴岡市東原町18番22まで
	鶴岡停車場線	鶴岡市末広町3番17から鶴岡市末広町9番55まで
	山形山辺線	山形市旅籠町二丁目1番から山形市旅籠町二丁目535番1まで 山形市城西町四丁目161番1から山形市江南四丁目2番9まで
	山形上山線	山形市清住町二丁目87番1から山形市あかねヶ丘二丁目15番12まで
	酒田八幡線	酒田市宮海字新林694番から酒田市藤塚字南割56番3まで
一般 県 道	米沢浅川高畠線	米沢市中田町字大浦一391番1から米沢市中田町字館ノ内677番1まで
	米沢環状線	米沢市金池五丁目2番1から米沢市徳町1133番1まで
	北山形停車場大野目線	山形市落合町字千歳7番4から山形市浜崎1番1まで

大野目内表線	山形市大野目三丁目14番から山形市大野目三丁目70番1まで
	山形市落合町字千歳8番1から山形市大字内表字内表南568番4まで
山形空港線	東根市大字羽入字柏原新林3008番269から東根市大字羽入字柏原新林3008番481まで
	東根市大字羽入字柏原新林3008番785から東根市神町西六丁目1015番451まで
十日町山形線	山形市あこや町三丁目5番1から山形市松波二丁目8番まで
下原山形停車場線	山形市清住町二丁目131番1から山形市春日町9番1まで
大森中野線	山形市伊達城一丁目7番26から山形市大字漆山字住吉756番5まで
曲川新庄線	新庄市十日町字右京屋敷9348番1から新庄市万場町6133番14まで
	新庄市万場町111番から新庄市万場町54番まで
新庄長沢尾花沢線	新庄市大字福田字八幡原199番2から新庄市大字鳥越字玉ノ木934番8まで
鶴岡広野線	東田川郡三川町大字横山字不動野145番から東田川郡三川町大字押切新田字豊秋194番1まで
	東田川郡三川町大字押切新田字下川原48番から酒田市広野字福岡726番2まで
東沼長沼余目線	東田川郡三川町大字青山字沖55番2から東田川郡三川町大字横山字不動野145番まで
温海川木野俣大岩川線	鶴岡市大岩川字中川原56番1から鶴岡市温海字荻田177番17まで
鶴岡村上線	鶴岡市宝町19番63から鶴岡市日吉町3番1まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

災害が発生した場合に、電柱の倒壊等により緊急車両等の通行や住民の避難が妨げられ、被害が拡大することを防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 平成29年4月1日

山形県告示第189号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において平成29年3月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道287号	東置賜郡川西町大字西大塚字薬師東2374番1	長井市泉字岡八693番17

2 指定する期日 平成29年4月1日

山形県告示第190号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において平成29年3月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成29年3月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道112号	酒田市浜松町76番267	酒田市宮海字新林686番
一般国道287号	東置賜郡川西町大字西大塚字薬師東2374番1	長井市泉字岡八693番17
一般国道345号	東田川郡庄内町狩川字古田2番4	酒田市飛鳥字大林801番
主要地方道酒田松山線	酒田市大野新田字村南395番1	酒田市飛鳥字大林801番
主要地方道酒田八幡線	酒田市宮海字新林694番	酒田市藤塚字南割56番3

2 指定する期日 平成29年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成29年3月14日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成29年3月15日（水）午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員会
- 3 議題
 - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
 - (2) 教育委員会職員の人事について
 - (3) 教職員の人事について

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

山形県公安委員会
委員長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第23条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 被疑者取調べの適正化に関すること（総務企画課の所掌に属するものを除く。）。

第39条の表刑事企画課の項中「第23条第11号」を「第23条第12号」に改める。

第40条第2項の表刑事企画課の項中

刑 事 指 導 官	上司の命を受け、第23条第1号から第8号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	を
-----------	---	---

刑 事 指 導 官	上司の命を受け、第23条第1号から第4号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	に改める。
取 調 べ 指 導 官	上司の命を受け、第23条第5号、第9号及び第10号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

第43条第2項中「管理官」を「管理官又は教務指導官」に改める。

第46条の見出しを「(管理官等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 教務指導官は、上司の命を受け、警察学校の教務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。

第49条第2項中「刑事官」を「管理官、刑事官」に改める。

第51条の見出しを「(管理官等)」に改め、同条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

管理官は、警察署長を補佐し、特定の重要事項についての調査及び企画に参画し、関係事務を統括整理する。
別表(1)米沢警察署の項中「門東町一丁目」を「門東町二丁目」に改め、同表(2)新庄警察署の項中

真室川 駐在所	最上郡真室川町大字新町
安楽城 駐在所	最上郡真室川町大字大沢
釜淵 駐在所	最上郡真室川町大字釜淵

を

真室川 駐在所	最上郡真室川町大字新町
---------	-------------

に改め、同表小国警察署の項中

東部 駐在所	西置賜郡小国町大字叶水
沼沢 駐在所	西置賜郡小国町大字沼沢

を

沼沢 駐在所	西置賜郡小国町大字沼沢
--------	-------------

に改め、同表南陽警察署の項中

梨郷 駐在所	南陽市竹原
亀岡 駐在所	東置賜郡高畠町大字亀岡

を

亀岡 駐在所	東置賜郡高畠町大字亀岡
--------	-------------

に改め、同表米沢警察署の項中

小野川 駐在所	米沢市小野川町
田沢 駐在所	米沢市大字口田沢

を

田沢 駐在所	米沢市大字口田沢
--------	----------

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定、第39条の表刑事企画課の項の改正規定、第40条第2項の表刑事企画課の項の改正規定、第43条第2項の改正規定、第46条の改正規定、第49条第2項の改正規定及び第51条の改正規定は、同年3月21日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,944人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,400人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	69,704人	村山市	7,210人	西村山郡	11,709人
米沢市	23,257人	長井市	7,773人	最上郡	11,865人
鶴岡市	36,812人	天童市	17,304人	東置賜郡	11,261人
酒田市・ 飽海郡	34,300人	東根市	13,127人	西置賜郡	8,498人
新庄市	10,243人	尾花沢市・ 北村山郡	7,032人	東田川郡	8,369人
寒河江市	11,606人	南陽市	9,088人		
上山市	9,114人	東村山郡	7,465人		

山形県選挙管理委員会告示第31号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成29年3月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

「吹浦まちづくりセンター」を「吹浦防災センター」に改める。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成28. 2. 26	第2725号	190	8	6,372筆	6,366筆